



新しい住居表示が誕生します

3月19日から厚狭駅南部地区土地区画整理事業地が「桜一丁目」「桜二丁目」に変わります。

◎住所などの表記は次のようになります

【住所の場合】

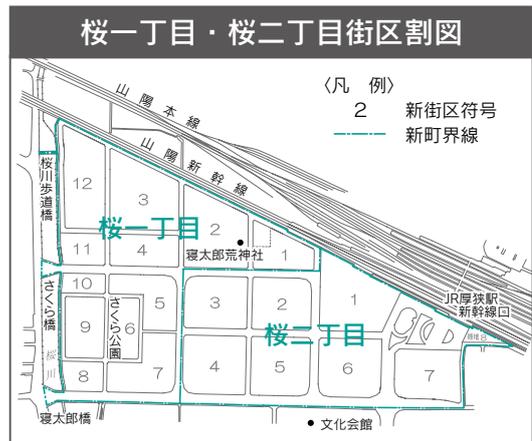
新しい住所は、町名と街区符号と住居番号で表示します。

旧「山陽小野田市大字山川○番地○」
→ 新「山陽小野田市桜△丁目△番△号」

【本籍や不動産の場合】

本籍や不動産は、土地に付けられる番号（地番）で表されていますので、原則として地番は変わらず町名だけが変更されます。

旧「山陽小野田市大字山川○番地○」
→ 新「山陽小野田市桜△丁目○番地○」



住民票や印鑑登録などの公簿は、市で変更しますが、各種の許認可証、年金証書などは、各自で住所変更の手続きをされるようお願いします。また、郵便物などのあて先も新しい住所で表示してください。

〈問い合わせ先〉都市計画課 (☎ 82・1163)



平成23年度市民交通災害共済

幅広い交通事故に適用され、わずかな掛金で、交通事故に遭われた方に対して共済金を支給する制度です。

◎対象 市内在住または在職の人とその家族（学生は市外在住も可）

◎保障額

死亡	交通事故死亡	1,000,000円
入院	1日につき (180日限度)	1,200円
通院	10日以内	7,000円
	11日以上	9,000円
	21日以上	12,000円
	31日から10日増すごとに 5,000円を加算 最高91日以上で47,000円	

◎掛金 1人につき年額600円で1人1口に限りです。(途中加入の場合は月額50円の月割り)

◎共済期間

4月1日～平成24年3月31日
(途中加入の場合、申込日の翌日～平成24年3月31日)

◎申込方法

申込書に必要事項を記入し、掛金を添えて提出してください。

◎申込先

生活安全課、総合事務所地域活性化室、南支所、埴生支所、公園通出張所、厚陽出張所

■給付対象期間は

共済期間中の事故で共済期間内についてのみ給付対象となります。したがって、入院・通院が契約更新日(新年度)にまたがる場合は、必ず継続加入申込みをしてください。

〈問い合わせ先〉生活安全課 (☎ 82・1133)